

## 重要事項説明書

※保険契約申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

重説種類

【火災F】(2024.10改定版)

共栄火災海上保険株式会社

- この書面では、個人用火災総合保険に関する重要事項（「契約概要」、「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 ▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ▶ ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり（約款冊子）」<sup>(※)</sup>をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

(※)「ご契約のしおり（約款冊子）」は、ご契約後、保険証券とともにお届けしますが、右記コードで開く共栄火災ホームページ (<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>) からご確認ください。なお、Web約款を希望された場合は、「ご契約のしおり（約款冊子）」はお届けしませんのでご注意ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または共栄火災までお申出ください。

 このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款冊子）」の該当項目をご確認ください。



## 用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

用語	説明
危険	損害または費用の発生の可能性をいいます。
協定再調達価額	保険の対象である建物の再調達価額を基準として、共栄火災とご契約者または被保険者との間で評価し、協定した額をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に定める「原動機付自転車（原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪車など）」をいいます。
ご契約者（保険契約者）	共栄火災に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいい、保険の対象に損害が生じた場合には、その損害が生じた地および時におけるその額とします。
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、保険の対象に損害が生じた場合には、その損害が生じた地および時におけるその額とします。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特定の対象物	ご契約時に保険の対象として保険契約申込書に記載した次のいずれかの物をいいます。 <ul style="list-style-type: none"><li>●家財のうち個別に指定した物（特定の家財）</li><li>●敷地内において屋外にある家財一式（野積みの家財）</li><li>●屋外設備・装置のうち個別に指定したもの</li><li>●個別に指定した屋外設備・装置に収容されている家財一式</li></ul>
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。ご契約の内容により自動的にセットされるものとご希望によりセットできるものがあります。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険金	保険契約により補償される損害が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険料	ご契約者が保険契約に基づいて共栄火災に払い込むべき金銭をいいます。
明記物件	ご契約時に保険契約申込書に明記された、宝石・貴金属・書画・彫刻その他美術品などで1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本・設計書類などをいいます。

 このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款冊子）」の該当項目をご確認ください。

# 契約締結前 におけるご確認事項

## 1 商品の仕組み 契約概要

### (1) 適用となる約款の種類

この保険は、契約方式（保険の対象）、評価基準・支払基準に応じて適用となる約款が異なります。

ご契約の種類	適用となる約款の種類	保険の対象	評価基準・支払基準 (保険金額設定時の評価基準および損害保険金の支払基準)
建物またはその収容家財一式の損害を補償するご契約	再調達 (評価済)	建物	協定再調達価額を基準として保険金額を定め、その協定再調達価額に基づく損害の額に基づき保険金をお支払いします。
		家財一式	再調達価額を基準として保険金額を定め、損害が発生した地および時における再調達価額に基づく損害の額に基づき保険金をお支払いします。
	時価 (比例払)	建物	時価額を基準として保険金額を定め、損害が発生した地および時における時価額に基づく損害の額に基づき保険金をお支払いします。
		家財一式	時価額を基準として保険金額を定め、損害が発生した地および時における時価額に基づく損害の額に基づき保険金をお支払いします。
賃貸住宅内に収容される家財一式の損害と賃貸住宅の貸主(大家さん)への損害賠償等をセットで補償するご契約	賃貸住宅内 収容家財	家財一式	再調達価額を基準として保険金額を定め、損害が発生した地および時における再調達価額に基づく損害の額に基づき保険金をお支払いします。
個別に特定の対象物を指定し、その損害を補償するご契約	特定の対象物	家財	時価額を基準として保険金額を定め、損害が発生した地および時における時価額に基づく損害の額に基づき保険金をお支払いします。
		屋外設備・装置	

### (2) 契約プラン・特約等

個人用火災総合保険の基本となる補償、自動的にセットされる主な特約【自動セット特約】、セットすることができる主な特約【任意セット特約】は次のとおりです。

保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額、ご希望によりセットできる主な特約

**基本となる補償（契約プラン）**

○: 補償します △: 補償の有無を選択できます ×: 補償しません

		1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型
建物や家財等の補償	① 火災、落雷、破裂・爆発※1	○	○	○	○	○	○	○
	② 風災、雹災、雪災※2	○	○	○	○	○	○	×
	③ 水災	○	○	○	×	×	×	×
	④ 物体の落下、飛来、衝突	○	○	×	×	○	○	×
	⑤ 水濡れ	○	○	×	×	○	○	×
	⑥ 騒擾・労働争議等	○	○	×	×	○	○	×
	⑦ 盗難	○	○	×	×	○	○	×
	⑧ 不測かつ突発的な事故	○	×	×	×	○	×	×
費用の補償	臨時費用	△	△	△	△	△	△	△
	地震火災費用	○	○	○	○	○	○	○
	残存物取片づけ費用	○	○	○	○	○	○	○
	水道管凍結損壊修理費用 (保険の対象が建物の場合)	○	○	○	○	○	○	○
【賃貸住宅内収容家財のご契約】								
その他	借家人賠償責任	○	○	○	○	○	○	○
	修理費用	△	△	△	△	△	△	△

**自動  
セット特約**

+

**任意  
セット特約** (主なもの)

【すべてのご契約】

仮修理費用・損害範囲確定費用特約

【建物のご契約】

住宅修理トラブル弁護士費用特約

【賃貸住宅内収容家財のご契約】

同居人が居住する場合の被保険者に関する特約

類焼損害特約

個人賠償責任特約

ドアロック交換費用特約

特定設備水災補償特約

+

地震保険
原則自動セット

※1 損害発生・拡大防止のために必要または有益な費用（消火薬剤の再取得費用等）を支出した場合には、その費用を損害の額とは別に実費でお支払いします。  
 ※2 フランチャイズ方式でご契約の場合は、損害の額が20万円以上となった場合（損害の認定は敷地内ごとに保険の対象のすべてに対して一括して行います。）にのみ補償します。  
 ※3 「建物や家財等の補償」に関する損害保険金のお支払いの際には、自己負担額が差し引かれます。  
 ※4 費用の補償の詳細については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

(注) 5型・6型はマンション戸室等で水災の危険が少ない場合にのみご選択いただけます。また、特定の対象物のご契約の場合、ご選択いただける契約プランは4型・7型のみとなります。

2
契約概要 … 保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報 … ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

共栄火災海上保険株式会社

### (3) 自己負担額

この保険では、保険金の計算にあたって損害の額から自己負担額を差し引きます。自己負担額は、なし（0円）、1万円、3万円、5万円、10万円（特定の対象物のご契約の場合は、3万円、5万円、10万円）からご選択いただけます。ただし、なし（0円）、1万円をご選択された場合でも、不測かつ突発的な事故における自己負担額は3万円となります。

## 2 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

### (1) 基本となる補償

契約概要 注意喚起情報

基本となる補償（契約プラン）の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金をお支払い  
できない主な場合

保険金をお支払いする場合 (次のいずれかの事故により保険の対象に損害が生じた場合)		保険金をお支払いできない主な場合
①火災、落雷、破裂・爆発	火災（消火活動による水濡れを含みます。）、落雷、破裂または爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象）	次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用
②風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪（雪の重み、落下等による事故）、雪崩による雪災（融雪水の漏入・凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)	●ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 ※保険の対象に次のア、またはイ、の損害が生じた場合にかぎり ア. 評価額（協定再調達価額、再調達価額または時価額）の30%以上の損害 イ. 床上浸水（地盤面より45cmを超える浸水を含みます。）による損害	●家財の置き忘れまたは紛失
④物体の落下、飛来、衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触	●家財（野積みの家財を除きます。）が保険証券記載の建物外または屋外設備・装置外にある間に生じた事故（ただし、敷地内の宅配物または宅配ボックス等に生じた事故を除きます。）
⑤水濡れ	給排水設備に生じた事故（その給排水設備自体に生じた損害を除きます。）または他人の占有する戸室で生じた事故による水濡れ	●火災等の事故の際における保険の対象の紛失・盗難
⑥騒擾・労働争議等	騒擾等の集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	●保険の対象の凍結（解凍によってその保険の対象が凍結する前の状態に復旧する場合にかぎり）
⑦盗難	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損	●雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵または融雪水の吹込み、浸込みまたは漏入
生活用の現金・小切手・預貯金証書等の盗難 (保険の対象が家財の場合)	保険証券記載の建物内での生活用の現金、小切手、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等の盗難	●地震・噴火またはこれらによる津波（地震火災費用保険金は除きます。）
		●核燃料物質または放射能汚染による事故
⑧不測かつ突発的な事故	①～⑦の事故を除く、不測かつ突発的な事故 ※凍結によって建物の専用水道管について生じた損壊を除きます。	●保険の対象の欠陥
		●保険の対象の自然の消耗・劣化・性質によるさび、かび、変色、発酵、ひび割れ、肌落ち等
		●ねずみ食い、虫食い等
		●保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の外観上の損傷または落書きその他の汚損 など
		上記のほか、「不測かつ突発的な事故」の保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。
		●保険の対象のうち、次のものに生じた損害
		・コンタクトレンズ、眼鏡等
		・スマートフォン、携帯電話等の携帯式通信機器
		・自転車、原動機付自転車
		・動物および植物
		●電球等の管球類のみに生じた損害 など

### 【賃貸住宅内収容家財のご契約】

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任保険金	借戸室が、次の①～⑤の事故により損壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 ①火災、②破裂・爆発、③給排水設備の使用・管理により生じた水濡れ（給排水設備自体に生じた損害を除きます。）、④盗難、⑤①～④の事故を除く、不測かつ突発的な事故	●借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損壊その他類似の損壊【共通】
修理費用保険金	借戸室が次の①～⑨の事故により損害を受け、貸主との賃貸借契約に基づきまたは緊急的に修理を行い、被保険者が修理費用を負担した場合 ①火災、②落雷、③破裂・爆発、④物体の落下、飛来、衝突、⑤次のア、またはイ、の事故に伴う漏水、放水、溢水による水濡れ。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 ア. 給排水設備に生じた事故 イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故 ⑥騒擾・労働争議等、⑦風災、雹災、雪災、⑧盗難 ⑨①～⑧の事故を除く、不測かつ突発的な事故	●雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵または融雪水の吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害【共通】
		●被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊【借家人賠償責任保険金】
		●借戸室の出入りに通常使用するドアの錠が盗まれたことによって生じたそのドアの錠の交換（そのドアの錠が損傷を受けた場合のドアの錠の交換については除きます。）【修理費用保険金】 など
		上記のほか、「不測かつ突発的な事故」の保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。
		●被保険者が借戸室を貸主に引き渡す際に発見された次のア、またはイ、の借戸室の損壊【共通】
		ア. 補修、交換、張替え等の対象となった損壊
		イ. 清掃等の対象となった損壊 など

(2) お支払いする保険金の額

契約概要 注意喚起情報

契約プランの補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額

適用となる約款の種類	保険の対象	損害保険金の額
再調達（評価済）	建 物 <sup>※1</sup>	$\left[ \begin{array}{c} \text{損害の額}^{\text{※2}} \\ \text{(協定再調達価額または} \\ \text{再調達価額基準)} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{自己負担額}^{\text{※3}} \end{array} \quad \text{【1事故につき、保険金額が限度】}$
再調達（評価済） 賃貸住宅内収容家財	家財一式 <sup>※4</sup>	
時価（比例払）	建 物 家財一式	$\left[ \begin{array}{c} \text{損害の額}^{\text{※2}} \\ \text{(時価額基準)} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{自己負担額}^{\text{※3}} \end{array} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{時価額}} \times 80\%$
特定の対象物	特定の対象物	【1事故につき、保険金額または（損害の額－自己負担額）のいずれか低い額が限度】

※1 保険の対象となる建物を復旧したときに損害保険金をお支払いします。（あらかじめ復旧することをお約束いただき、共栄火災が認めた場合は復旧前に保険金をお支払いします）

※2 損害の額の算出方法については、普通保険約款・特約をご確認ください。

※3 保険の対象が建物の場合、建物を復旧できないときや損害の額が協定再調達価額または時価額に達したときは、自己負担額を差し引きません。

※4 保険の対象が明記物件の場合や生活用の現金・小切手・預貯金証書等の盗難の場合の損害保険金の算出方法については、普通保険約款をご確認ください。

(注) 上記の保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。詳しくは、普通保険約款をご確認ください。

(3) 主な特約の概要

契約概要

個人用火災総合保険にセット可能な主な特約は、次のとおりです。特約の詳細およびその他の特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

ご希望によりセット  
できる主な特約

特約の名称	特約の補償内容
類焼損害特約	火災、破裂または爆発によって近隣の住宅建物またはその収容家財に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。ただし、類焼した住宅建物や家財が他の保険契約等に加入していた場合、他の保険契約等が優先扱となります。
ドアロック交換費用特約	日本国内で建物のドアのカギが盗まれ、ドアの錠の交換費用を被保険者が支出した場合に、その交換費用をお支払いします。
個人賠償責任特約	次の①・②について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。なお、事故（住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故をいいます。①・②において同様とします。）が日本国内で生じた場合にかぎり一定の条件の下、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。 ① 日本国内外で生じた事故による他人のケガまたは他人の物の損壊 ② 日本国内で生じた事故による軌道上を走行する電車等の陸上の乗用具の運行不能
特定設備水災補償特約 (浸水条件なし)	水災による損害の程度にかかわらず、水災によってこの特約の対象である次の①から④までに掲げる機械設備等について生じた損害に対して保険金をお支払いします。 ① 空調設備または冷暖房設備      ② 充電設備、発電設備または蓄電設備 ③ 給湯設備      ④ ①から③までの各設備に付属する配線・配管・ダクト設備

(4) 補償重複に関するご注意

注意喚起情報

次表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約（個人用火災総合保険以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。\*

※1 契約のみに特約をセットした場合、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約の補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
① 類焼損害特約	他の火災保険などにセットされる類焼損害特約 など
② 携行品損害特約	傷害保険、他の火災保険などにセットされる携行品損害特約 など
③ 個人賠償責任特約	傷害保険、自動車保険、他の火災保険などにセットされる個人賠償責任特約、日常生活賠償責任補償特約 など

(5) 保険の対象

契約概要

保険の対象は、日本国内にある住居専用の建物（専用住宅）、事務所等と住居を併用している建物（併用住宅）、これらの建物に収容されている家財一式または特定の対象物です。保険の対象の範囲は下表のとおりです。

保険の対象	保険の対象の範囲
① 建 物	被保険者の所有する次のア.～オ.の物は、特に取り決めがない限り、保険の対象に含まれます。 ア. 畳、建具その他これらに類する物 イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に取り付けられたもの ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に取り付けられたもの エ. 門・塀・垣、物置・車庫その他の付属建物 オ. 建物の基礎

②家財一式	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のア.～オ.の物は、保険の対象に含まれません。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア.自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）</li> <li>イ.現金、小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等（定期券を除きます。）その他これらに類する物※1</li> <li>ウ.商品・製品等 工.業務用の什器・備品等 オ.データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物※2</li> </ul> </li> <li>※1 盗難を補償する家財のご契約にかぎり、イ.のうち、生活用のもの（小切手以外の有価証券は除きます。）の盗難の場合、保険の対象として取り扱います。</li> <li>※2 オ.のうち、新品のコンピュータにすでに記録されていたもの（OSなど）が、そのコンピュータと同時に補償の対象となる事故により損害を受けた場合にかぎり、保険の対象に含まれます。</li> <li>●明記物件は、ご契約時に保険契約申込書に明記することにより、保険の対象に含めることができます。</li> <li>●次のア.～ウ.の物は、特に取り決めがない限り、保険の対象に含まれます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア.被保険者またはその配偶者の親族が所有する家財</li> <li>イ.建物と家財の所有者が異なる場合、①のア.～ウ.の物で被保険者の所有する生活用のもの</li> <li>ウ.物置、車庫その他の付属建物に収容される家財および敷地内の宅配物または宅配ボックス等</li> </ul> </li> </ul>
③特定の対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険の対象が特定の家財・野積みの家財の場合、明記物件は、ご契約時に保険契約申込書に明記することにより、保険の対象に含めることができます。</li> <li>●保険の対象が屋外設備・装置に収容されている家財の場合、明記物件を保険の対象とすることはできません。</li> </ul>

(6) 保険金額の設定 契約概要



保険金額は、適用となる約款の種類に応じて、次のとおり設定してください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。なお、複数の契約に分けて加入する場合は、まとめて契約するよりも、保険料の合計額が高くなる場合がありますのでご注意ください。

※保険金額が評価額（再調達価額または時価額）を超過していた場合は、その超過部分については保険金をお支払いすることができません。また、保険金額が評価額（再調達価額または時価額）に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなることがあります。

適用となる約款の種類	保険の対象	保険金額の設定
再調達（評価済）	建 物	協定再調達価額の10%～100%の範囲内で、保険金額を設定することができます。
再調達（評価済） 賃貸住宅内 収容家財	家財一式	再調達価額の範囲内で、保険金額を設定することができます。ただし、明記物件が保険の対象に含まれる場合は、明記物件の保険金額（時価額基準）と合算します。*
時価（比例払）	建 物 家財一式	時価額の範囲内で、保険金額を設定することができます。*
特定の対象物	特定の対象物	

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保 險 期 間 ▶ 最長5年まで（ご契約条件と保険料の払込方法によって異なります。）
- 補償の開始 ▶ 保険期間の初日（始期日）の午後4時（これと異なる時刻を指定した場合はその時刻）
- 補償の終了 ▶ 保険期間の末日（満期日）の午後4時

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、補償内容、保険金額、保険期間、払込方法、建物の用途・所在地・面積・構造・建築年月等によって決まります。お客さまが実際にご契約する保険料については保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報



保険料の払込方法は、保険料を全額払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。主な払込方法は、次のとおりです。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

- ※1 保険料（地震保険の保険料を含みます。）に対して、5%相当の分割割増を適用します。
- ※2 1回の保険料（地震保険の保険料を含みます。）が100万円以上の場合は、ご利用いただけません。
- ※3 保険料（地震保険の保険料を含みます。）が30万円を超える場合は、ご利用いただけません。

○：選択できます ×：選択できません

(注) お客さまの勤務先または所属する団体等を通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。

主な払込方法	分割払			一時払	
	分割払 (12回払)※1	長期 月払※1	長期 年払	一括払	長 期 一括払
口座振替	○	○	○	○	○
クレジットカード払※2	○	○	○	○	○
コンビニ払※3	×	×	×	○	○

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は払込期日までに払い込んでください。保険料の払込方法が口座振替、クレジットカード払またはコンビニ払の場合、払込期日の翌月末まで※猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときは、事故が発生しても保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除する場合があります。

団体扱契約、集団扱契約は、それぞれの団体・集団との集金契約により異なります。

※口座振替の場合、保険料が払い込まれなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がないときにかぎり、払込期日の翌々月末までとなります。

4 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

個人用火災総合保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み

契約概要 注意喚起情報

地震保険は、個人用火災総合保険（以下「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書の「地震保険未加入時のご確認欄」にご署名（または押印）ください。

(2) 補償内容

契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。



損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部*の損害の額が建物の時価額の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上	家財の損害の額が家財全体の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額（時価額が限度）
大半損	主要構造部*の損害の額が建物の時価額の40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満	家財の損害の額が家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%（時価額の60%が限度）
小半損	主要構造部*の損害の額が建物の時価額の20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満	家財の損害の額が家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%（時価額の30%が限度）
一部損	主要構造部*の損害の額が建物の時価額の3%以上20%未満 全損・大半損・小半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財の損害の額が家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%（時価額の5%が限度）

※基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

(注) 1回の地震等\*による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円（2024年5月現在）を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12 \text{ 兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

※72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合等

契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 など

(4) 保険期間

契約概要

- 主契約が1年以下の場合：主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- 主契約が1年を超える場合\*：地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約とする方式があります。なお、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。

※主契約の払込方法が長期年払・長期月払の場合、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。

- 主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

(注1) 地震保険が自動継続する方式でご契約の場合、料率改定などを行ったときは自動継続時に保険料を変更します。

(注2) 地震保険が自動継続する方式でご契約の場合、継続時に継続後の保険料をお申込みいただきます。

(5) 引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）

契約概要

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財一式」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- 次の物は地震保険の対象に含まれません。

- 現金、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個・1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。なお、アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。また、地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。

- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

(注) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

(6) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 契約締結時 におけるご注意事項

### 1 告知義務 (保険契約申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

- ご契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務 (告知義務) があります。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、保険契約申込書において★印がついている項目のことです。
- ご契約時にお申し出いただいた告知事項が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

#### ■主な告知事項

- 保険の対象の所在地
- 建物の建築年月
- 建物の種類 (構造)
- 建物の用法 (用途)
- 他の保険契約等 など

### 2 クーリングオフ制度 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除 (以下「クーリングオフ」といいます。) を行うことができます。

#### お申し出いただける期間

「ご契約のお申込日」または「本書面の受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。

#### お手続き方法

郵便 (8日以内の消印有効) または右記コードで開く共栄火災ホームページ ([https://www.kyoeikasai.co.jp/contract/flow/cooling\\_off.html](https://www.kyoeikasai.co.jp/contract/flow/cooling_off.html)) (8日以内の発信日有効) でご通知ください。<sup>(※)</sup>  
(※) 取扱代理店は、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。



#### 宛先およびご通知いただく事項 (郵便の場合)

(宛先) 〒179-0075 東京都練馬区高松5-8-20  
共栄火災海上保険株式会社 クーリングオフ担当 行  
(記入例)

下記保険契約をクーリングオフします。

申込者住所: 00000000	証券番号または: 00000000
氏名: 00000000	領収証番号: 00000000
連絡先電話番号: 00000000	保険期間: 0000年00月00日
申込日: 0000年00月00日	~0000年00月00日
保険種類: 000保険	取扱営業店名: 000000
	取扱代理店名: 000000

(※) 自署以外の場合は、お名前後に押印をお願いします。

#### クーリングオフができない場合

- 保険期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 「通販特約」に基づき申し込まれたご契約
- 特約により自動的に継続となったご契約
- 賃貸借契約等により契約が義務づけられている借家人賠償責任条項を付帯した家財一式を保険の対象としたご契約

## 契約締結後 におけるご注意事項

### 1 通知義務等 注意喚起情報

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なく通知していただく義務があります。通知事項とは、保険契約申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について通知していただけない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

#### ■ご注意ください事項

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次の①または②に該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除する必要がありますので、ご注意ください。
  - ①保険の対象が日本国外に移転した場合
  - ②住居に使用される部分がなくなった場合
- ご契約後、右記の場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

#### ■主な通知事項

- 建物の種類 (構造) または用法 (用途) を変更した場合
- 保険の対象の所在地を変更した場合
- 告知事項の内容 (「他の保険契約等」は除きます。) に変更が生じた場合 など

#### ■ご契約の変更が必要となる主な場合

- 保険の対象を譲渡・売却する場合<sup>\*</sup>  
※ご契約の継続 (ご契約の権利および義務の移転) を希望される場合は、事前にご通知ください。
- ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ご契約締結後に保険の対象の価値が著しく増加または減少した場合 (建物の増築・改築等) など

ご契約後にご注意  
いただきたいこと

### 2 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災にお申出ください。

#### ■ご注意ください事項

- 約款の規定にしたがい、保険料を返還します。(未払込保険料を請求することがあります。)
- 分割払 (12回) または長期月払のご契約の場合、払い込んでいない保険料があるときは、解約日以降に保険料を請求することがあります。この保険料を払い込んでいただけない場合は、解約日以前に遡ってご契約を解除することがあります。
- 長期一括払のご契約を解約される場合、返還される保険料の計算方法については、右記コードで開く共栄火災ホームページ (<https://www.kyoeikasai.co.jp/contract/flow/unexpired.html>) をご確認ください。

解約返れい金について



# その他ご留意いただきたいこと

## 1 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

## 2 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。個人用火災総合保険（ご契約者が個人、小規模法人\*またはマンション管理組合である場合）および地震保険（すべての契約）は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等はそれぞれ次のとおり補償されます。

\*破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。

保険種類	保険金（事故発生時の補償）	解約返れい金等
個人用火災 総合保険	破綻後3か月以内の保険事故 ..... 100%	80%
	破綻後3か月経過後の保険事故 ..... 80%	
地震保険	100%	100%

## 3 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

この「重要事項説明書」に記載のない次の事項については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。



ご契約の自動継続について、保険証券について、保険金をお支払いした後のご契約、保険契約の無効・失効・取消し、共同保険など

### ● 契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

### ● 再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、右記コードで開く共栄火災ホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。



## 4 ご契約の条件について

過去の事故の発生状況等によっては、ご契約条件（ご契約の引受け・補償内容等）についてお客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 5 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

## 6 事故が起こった場合



事故が起こった場合の手続き

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（約款冊子）」の「事故が起こった場合の手続き」に記載の書類等をご提出いただくことがあります。また、「保険が使える」と言って建物修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに建物修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または共栄火災にご相談ください。トラブルがあった場合には、以下の「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」にご相談ください。

### 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

**カスタマーセンター 0120-719-112**（通話料無料）

【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

### もしも事故が起こったら...

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

**24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」**

**0120-044-077**（通話料無料）

### 保険申請サポート業者等とのトラブルに関するご相談は

一般社団法人 日本損害保険協会

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

**0120-309-444**（さあ連絡しよう）

【受付時間】 平日 午前9:00～午前12:00、午後1:00～午後5:00

### 指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会  
そんぽADRセンター

**0570-022-808**

【ナビダイヤル（通話料有料）】

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、右記コードで開く一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

